

令和7年度第1回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年4月10日（木）午後 1時30分 から 午後 3時15分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		15番	栗島	和子
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、欠席委員（1人）

21番	瀬端	洋
-----	----	---

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任命について

4、議案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議案第 4 号 現況確認証明（非農地証明及び転用事実証明）について

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農
用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用
地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）

5、報告

報告第 2 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について

6、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
副局長兼農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

7、会議の概要

議長	それでは、只今より、令和7年度第1回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。 只今の出席委員は23名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則 第6条の規定により、会議は成立いたします。 なお、欠席の報告がありました委員は、21番 瀬端 洋委員 です。 会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤副局長、市村補佐、長津主任、渡辺主任、山本主事の諸君を指名いたします。 本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。 なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。 次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。 筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、3番・永井 尚子委員と5番・坂入 進 委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。 次に、日程第3 報告第1号「農業委員会事務局職員の任命について」の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	中澤副局長より説明させます。
中澤副局長	職名氏名の順に読み上げさせていただきます。 副局長兼農地調整課長、中澤俊明。 以上でございます。
議長	次に、日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。 なお、議案第1号 受付番号13番、21番及び25番は、7番議席・赤城 美子委員が関係者となっておりますので先に審議するとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。 午後 1時38分 除斥
議長	それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	山本主事より説明させます。
山本主事	議案第1号、農地法第3条の規定による許可について、令和7年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。7ページをお願いします。 番号：13番、権利：賃貸借権、所在：赤浜字新堀、登記簿地目：田、現況地

		目：田、面積：959 ㎡、譲渡人又は貸主：筑西市丙、譲受人又は借主：筑西市赤浜、経営面積、渡人：354,915.14 ㎡、受人：884,243.44 ㎡、受人の労力総数及び稼働数：1、1。9 ページをお願いします。 21 番、所有権移転有償、向上野字足黒、畑、畑、3554 ㎡、筑西市向上野、筑西市赤浜、11,442 ㎡、884,243.44 ㎡、1、1。次のページをお願いします。 25 番、所有権移転有償、向上野字稲荷台、畑、畑、981 ㎡、筑西市向上野、筑西市赤浜、3,465 ㎡、884,243.44 ㎡、1、1。 以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長		只今、事務局より説明がありました。 受付番号 1 3 番から、調査委員の報告をお願いします。
寺内美雄 委員		17 番寺内が報告をいたします。 3 月 25 日、明野支所において申請書類の確認を行いました。 13 番、21 番、25 番の 3 件について説明をいたします。 まず 13 番ですが、これは筑西市との賃貸借契約です。筑西市に合併する前の明野町当時から、借り受けしていたものであって、今回契約期間の満了に伴い、新たに契約期間を更新するということで申請となったものです。 21 番ですけれども、渡人は、自動車の整備工場を行っております。後継者も整備工場の跡を継いでいることから、申請地を耕作する者がいないということで、今回、大規模農業法人であります受人に対して相談したところ、購入してくれるということになったとのことでした。 25 番ですけれども、こちらは以前から受人が耕作をしていたものであります。21 番と同様に、耕作する者がいないということで、受人に相談したところ、快く買ってもらえるということになったとのことでした。 以上 3 件、いずれも許可相当かと思われます。 皆さんの更なるご審議のほどお願いをいたします。以上です。
議 長		調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員		「異議なし」
議 長		異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 1 号 受付番号 1 3 番、2 1 番及び 2 5 番を採決いたします。 議案第 1 号 受付番号 1 3 番、2 1 番及び 2 5 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員		(挙手全員)
議 長		挙手全員。議案第 1 号 受付番号 1 3 番、2 1 番、及び 2 5 番を原案どおり

許可することに決しました。

ここで7番議席・赤城 美子委員の除斥を解きます。

午後 1時42分 解除

議長

続いて、受付番号2番から事務局より説明願います。

事務局長

山本主事より説明させます。

山本主事

4ページをお願いします。

番号1番は保留となります。

2番、所有権移転有償、大谷字清太郎、畑、畑、2100㎡、千葉県長生郡睦沢町大上、千葉県千葉市稲毛区弥生町、4,323㎡、20,281.24㎡、1、1。

3番、所有権移転有償、舟生字下宿、田、田、1073㎡、千葉県長生郡睦沢町大上、千葉県千葉市稲毛区弥生町、4,323㎡、20,281.24㎡、1、1。

4番、所有権移転有償、上平塚字堀角、畑、畑、1150㎡、千葉県長生郡睦沢町大上、千葉県千葉市稲毛区弥生町、4,323㎡、20,281.24㎡、1、1。

次のページをお願いします。

5番、地上権、大谷字清太郎、畑、畑、2100㎡、千葉県千葉市稲毛区弥生町、東京都千代田区神田須田町、20,281.24㎡。

6番、地上権、舟生字下宿、田、田、1073㎡、千葉県千葉市稲毛区弥生町、東京都千代田区神田須田町、20,281.24㎡、0㎡。

7番、地上権、上平塚字堀角、畑、畑、1150㎡、千葉県千葉市稲毛区弥生町、東京都千代田区神田須田町、20,281.24㎡、0㎡。

番号8番から12番は保留となります。

14番、所有権移転有償、辻字長沼、田、田、5779㎡、東京都西東京市栄町、筑西市西保末、5,779㎡、162,068㎡、4、4。

15番、所有権移転無償、下平塚字平塚西、畑、畑、135㎡、筑西市下平塚、筑西市下平塚、6,951㎡、9,519㎡、2、2。

16番、所有権移転有償、蒔田字長島、田、田、1688㎡、筑西市樋口、筑西市蒔田、7,559㎡、1,669㎡、1、1。

次のページをお願いします。

17番、所有権移転有償、蒔田字芦根、田、田、1600㎡、筑西市蒔田、筑西市樋口、1,669㎡、7,559㎡、1、1。

18番、所有権移転有償、大関字北浦、田、田、435㎡、筑西市大関、筑西市大関、235㎡、260㎡、2、2。

19番、使用貸借権、村田字台畑、畑、畑、1051㎡、外1筆、合計2筆、合計面積 3,087㎡、筑西市村田、筑西市海老江、18,258㎡、15,624㎡、1、1。

20番、所有権移転有償、井出蛭沢字東浦、田、田、3793㎡、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、10,543㎡、41,726㎡、4、4。

次のページをお願いします。

番号22番は保留となります。

23 番、所有権移転有償、関本下字古稻荷、畑、畑、1244 m²、水戸市上国井町、筑西市関本下、86,548 m²、409,388.73 m²、2、2。

24 番、所有権移転有償、蓮沼字反町、田、田、989 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,807 m²、水戸市上国井町、筑西市蓮沼、86,548 m²、30,434 m²、1、1。

次のページをお願いします。

番号 26 番は保留となります。

27 番、賃貸借権、藤ヶ谷字西谷、山林、畑、2555 m²のうち 2554.69 m²、筑西市舟生、栃木県芳賀郡芳賀町大字西高橋、7,028 m²、579,251.64 m²、1、1。

28 番、地上権、藤ヶ谷字西谷、山林、畑、2555 m²、筑西市舟生、大阪府大阪市浪速区敷津東、7,028 m²。

次のページをお願いします。

29 番、所有権移転有償、寺上野字白裕、畑、畑、82 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 1,071 m²、筑西市寺上野、筑西市赤浜、8,276 m²、355,794.11 m²、1、1。

30 番、所有権移転有償、寺上野字白裕、畑、畑、40 m²、筑西市寺上野、筑西市赤浜、11,100 m²、355,794.11 m²、1、1。

31 番、所有権移転無償、茂田字浦、田、田、991 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 5,923 m²、筑西市茂田、筑西市茂田、7,746 m²、7,746 m²、1、1。

次のページをお願いします。

32 番、所有権移転無償、布川字十二天原、畑、畑、1687 m²、筑西市布川、筑西市布川、9,844 m²、0 m²、1、1。

33 番、所有権移転有償、松原字篠ノ内、畑、畑、236 m²、筑西市吉田、千葉県市川市北方、236 m²、0 m²、1、1。

以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 2 番から、調査委員の報告をお願いします。

國府田
喜久男
委員

13 番國府田です。3 月 24 日、書類を審査いたしましてから、それぞれに電話して確認いたしました。

2 番、4 番、5 番、7 番は全部関連していますので、全部まとめて報告したいと思います。

まず 2 番です。受人は、5 条でも出ますけど、最近の傾向としては、営農型太陽光でも、ソーラーパネル設置業者と耕作事業者が違うような形態をとっています。こちらはその典型です。受人、渡人に確認いたしましたところ、間違いなということでした。

4 番も同じです。この 2 番と 4 番の受人が、今度は、5 番と 7 番で渡人になっています。逆転していますよね。渡人は、購入した土地を耕作し、別な人に有償でソーラーパネルを設置してもらうということです。今までになかった、方式だと思っています。

すべて、許可相当と思われますので、さらなるご審議をお願いしたいと思い

	ます。 この件は、5 条でも出てきます。以上です。
議 長	3 番お願いします。
竹内紀男 委員	12 番竹内です。 私から、3 番と 6 番について報告いたします。先月の 24 日に書類審査及び現地確認をいたしました。後日ですね、渡人、受人に電話連絡をしたところ、申請書のとおり間違いがないということでした。書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議 長	1 4 番お願いします。
齊藤一弥 委員	8 番の齊藤です。 3 月 24 日に、関城支所におきまして書類審査、その後、渡人には電話で、受人には本人と直接会い、お話をお聞きしました。渡人の話によりますと、渡人の父親がこの地域の出の人で相続をしたそうです。その方が亡くなりまして、この渡人の方が遠方で、耕作は、今後する気がないということで、今まで耕作をしていただいた受人に売買の話を持ちかけて成立したそうです。受人も、認定農業者の地域の担い手ですので何ら問題ないものと判断いたしました。 皆さんのさらなるご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	1 5 番お願いします。
宮山繁治 委員	19 番、宮山です。 3 月 24 日に書類確認しております。これは無償譲渡の件なのですが、受人の方にですね、電話が不可能だったものですから自宅訪問してですね、その無償の理由を聞きつけたんですが、以前から、借りておりまして耕作もしてると。しかし抵当権抹消費用がですね、相当かかります。その分、受人の方が持つというようなことだそうです。受人は学校長で定年になりまして、耕作したいと。そして、その畑は自分しか行く道がないというようなこともあり、今回無償譲渡という形をとったということで、問題ないというようなことで、許可相当と思います。 しかし、さらなるご審議をお願いします。以上です。
議 長	1 6 番お願いします。
新井英雄 委員	24 番の新井です。 私から、16 番、17 番、18 番について報告いたします。 先月 24 日、書類審査をし、後日、電話で確認いたしました。 16 番 17 番なのですが、受人渡人、お互いに作りやすい土地を交換したいという、申請でありました。

18番は、今まで他の人に作ってもらっていたんですが、受人が渡人の隣の土地を作っているので、購入したいという話がありまして、渡人は売りたいっていうことで、話がまとまった案件であります。

2件とも、問題ないかと思われますので、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

19番お願いします。

寺内美雄
委員

17番寺内が報告いたします。

私からの報告は19番、29番、30番、33番。以上4件の報告になります。

3月25日に明野支所で書類の確認を行いました。

最初の19番ですが、使用貸借ということで貸し付けるということです。この貸人はですね、以前は担い手に貸していたんですが、その担い手さんが、具合が悪くなって、その後仕事ができなくなって、草ぼうぼうになっていたということで、どうしようかと、考えていたところ、推進員さんの紹介でこの借人を見つけてもらえたとのことでした。非常によかったということで喜んでおりました。

それからですね、29番と30番、受人が、同一人であります。この受人は、地区においてネギ、それからかぼちゃ、ほうれん草などの、栽培をしている大規模な法人であります。この面積を見てもらえばわかるように、非常に小さい面積が何筆もあります。この29番の渡人がですね、小さい土地ばかりで困っていたところをですね、この受人に相談しまして、何とか買ってもらえるということになったとのことでした。

それで、近くを耕作している30番の渡人についても、一緒にお願いしたいということで、まとめて購入していただけるということになったとのことでした。

次、33番です。受人は、千葉県に住んでおりますが、たまたまこの渡人の隣の家が空き家になっていて、その中古住宅を買ったとのことでした。その後、月に何度か、千葉から通ってきてるということですけども。野菜づくりをやりたいなと思って土地を探していたそうなんですが、たまたまですね、また近くに、この不動産屋さんの看板のついた、この渡人の土地がありました。その不動産屋さんに相談したところ、売ってもいいよということで話をいただいたということでした。しかし、申請書類に添付されていた写真を見ると、高圧線の鉄塔が建ってるんですね。どこなんだろうと思って、現地を見に行きました。高圧線の鉄塔が建っていて、この土地自体が、不整形地っていいですか、三角定規を2つ合わせたような、そういう農地になってました。それでも野菜づくりをしたいということで、この受人が購入してくれるということになったとのことでした。

いずれも許可相当かと思われます。更なる皆様のご審議のほどお願いをいたします。以上です。

議長

20番お願いします。

稲見
くに子

16番、稲見です。

20番についてご報告します。

委員	3月25日、書類審査を行い、後日受人渡人に確認を行いました。渡人の方は現在入院しており、奥様のお話を聞いてきました。申請内容には間違いはないということです。受人の方は近くにお住まいなのでお伺いして話を聞いてきました。この土地は以前より受人が作っていたそうです。受人の方には後継者もあり、規模拡大をしたいとのことで、渡人の方との売買の話がまとまったそうです。書類に不備もなく、許可相当かと思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議長	23番お願いします。
栗島菊雄 委員	10番栗島です。 23番と、27番、28番をご報告申し上げます。 まずは23番ですが、24日に書類審査をし、後日、受人と行き会う機会があり、内容を聞き取りしてきました。受人は地元でも大規模経営者でございます。今回、農林振興公社を通してってということなのですが、この申請地が受人の農地にすぐ隣接して、続きにあるんで、元の地権者から、どうしても買ってもらいたいってということで、前々から話があったそうです。それで今回、農林振興公社を通して、所有権移転という運びになりました。こちらは、問題ないと思います。 それと27番と28番ですが、これは、渡人一緒に、受人が2社になるんですが、受人、渡人の両方に聞き取りできました。内容を聞いたところ、27番の受人は、営農型発電を計画してるようなんですね。ソーラーの下で、営農型なんで、作物を入れなくちゃいけないんで、この、27番の受人が下を耕作して、28番の受人は、上の太陽光の設備をするようです。一応、問題はないんですが、営農型なので作物は何を入れんだろうと聞いたら、とりあえず大豆を入れるって話を聞きました。書類にも不備がなく、問題ないかと思います。 皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議長	24番お願いします。
岩淵進 委員	4番の岩淵です。 24番の案件を報告します。 先月25日、書類審査を行いました。渡人は、農林振興公社で問題ないと思われます。受人は、後日直接訪問して話を伺いました。受人は地方公務員で、休日に稲作ができるということで、今回の所有権移転有償の契約になったそうです。 書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。以上です。
議長	31番お願いします。
中澤保 委員	9番、中澤です。 31番について報告いたします。

		3月24日に書類審査を実施いたしました。後日、受人の方に電話連絡をし、申請書類どおり間違いはないということで、確認を取りました。受人の方は同居している息子さんなので、渡人の方から伝えますということで、受人さんの方は、電話連絡はしなかったんですが、申請書類に不備もなく、許可相当と思われますが皆様の更なるご審議の方お願いいたします。
議 長		32番お願いします。
関口 均 委員		1番関口です。 32番について説明いたします。 先月24日に書類審査をし、後日電話で双方に提出された書類に間違いのなかったことを確認しました。また、受人は渡人の娘であり、親から子への贈与でありまして、所有権移転無償ということになります。現在、梨づくりなど手伝っておりまして、将来はブドウづくりをやりたいと言っていました。 よって32番は、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議 長		調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員		「異議なし」
議 長		異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第1号 受付番号2番から7番、14番から20番、23番から24番及び27番から33番を採決いたします。 議案第1号 受付番号2番から7番、14番から20番、23番から24番及び27番から33番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員		(挙手全員)
議 長		挙手全員。議案第1号 受付番号2番から7番、14番から20番、23番から24番及び27番から33番を原案どおり許可することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長		渡辺主任より説明させます。
渡辺主任		議案書13ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可について、令和7年4月10日

提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号:1 番、所在:寺上野字東中割、登記簿地目:畑、現況地目:宅地、面積:2,674 m²のうち161 m²、申請人:筑西市寺上野、転用事由:農家住宅敷地拡張。

申請地は市立上野小学校跡地の東側約1km、県立明野高校の南側2.7kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で農業経営を行っている農家です。今般、自己の住宅の敷地として使用していた土地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。

なお、始末書が添付されております。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号1番について調査委員の報告をお願いします。

寺内美雄
委員

17番寺内が報告いたします。

3月25日、申請の書類と現地の確認に行って参りました。

現地に行ったところ、申請人本人がおりましていろいろ話を聞くことができました。事務局からの説明にあったように、今般、敷地内の建物を建て替えるということになって、その建物とは違うところなんですが、物置が農地の一部に建っているということが判明したそうです。今回始末書を添付して、それを是正するために、申請をするとのことでした。

以上許可相当かと思われませんが、皆さんの更なるご審議のほどお願いをいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第2号 受付番号1番を採決いたします。

議案第2号 受付番号1番は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第2号 受付番号1番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、令和7年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

次のページをお願いします。

1番から3番は同一申請者による同一目的の申請ですので併せてご説明いたします。

番号1番、権利：賃貸借権、所在：大谷字清太郎、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：2,100 m²のうち0.23 m²、譲渡人又は貸主：千葉県千葉市稲毛区弥生町、譲受人又は借主：東京都千代田区神田須田町、転用形態、一時転用、転用事由：営農型太陽光発電設備、許可日から10年間。

申請地は、県道結城二宮線の東側約300m、市立五所小学校の西側約900mに位置する農用地区域内農地です。

2番、賃貸借権、舟生字下宿、田、田、1,073 m²のうち0.24 m²、千葉県千葉市稲毛区弥生町、東京都千代田区神田須田町、一時転用、営農型太陽光発電設備、許可日から10年間。

申請地は、関城支所の南側約800m、市立関城西小学校の北東側約1.4kmに位置する農用地区域内農地です。

3番、賃貸借権、上平塚字堀角、畑、畑、1,150 m²のうち0.22 m²、千葉県千葉市稲毛区弥生町、東京都千代田区神田須田町、一時転用、営農型太陽光発電設備、許可日から10年間。

申請地は、下館総合体育館の北側約400m、県道結城二宮線の東側約700mに位置する農用地区域内農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。営農を継続しながら安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、ブルーベリーを作付けする計画となっております。

次のページをお願いします。

4番は保留となります。

5番、賃貸借権、小栗字下小栗東、畑、宅地、657 m²、筑西市小栗、常総市坂手町、作業所。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約600m、市立小栗小学校の南西側約1.2kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、市外に本店を置く土木建設業者です。作業所として使用していた土地が農地法の許可を取得していないことが判明したためこれを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

次のページをお願いします。

6番、所有権移転有償、伊讃美字下原、畑、畑、955 m²、外10筆、合計11筆、合計面積9,551 m²、筑西市飯島、外5名、東京都新宿区西新宿六丁目、太陽光発

電設備。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅の北東側約 500m、市立下館西中学校の南東側約 500mに位置する 500m以内に鉄道の駅のある第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。次のページをお願いします。

7 番、所有権移転無償、谷原字谷原、畑、雑種地、479 m²、筑西市谷原、筑西市海老ヶ島、自己住宅

申請地は、市立鳥羽小学校跡地の南西側約 1.4km、県道明野間々田線の南側約 1.4 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は現在市内の実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。なお、一部すでに碎石敷きになっているため始末書が添付されております。

8 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字大砂久保、畑、畑、405 m²、筑西市嘉家佐和、筑西市藤ヶ谷、車両置場

申請地は、市立関城東小学校の南西側約 200m、関東鉄道常総線黒子駅の西側約 1.0 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は近接地にて、自動車整備業を営んでおります。事業拡大に伴い車両置場が不足したことから申請するものです。

9 番、使用貸借権、直井字直井、畑、畑、527 m²、筑西市直井、筑西市直井、自己住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の西側約 300m、国道 50 号線の南側約 900mに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

10 番、使用貸借権、布川字本宿、畑、畑、139 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 405 m²、筑西市布川、筑西市布川、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約 1.0 km、国道 50 号線の南側約 1.5kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在借家にて生活しておりますが、将来のことを考え自己住宅の建築を計画し申請するものです。

次のページをお願いします。

11 番、地上権、木戸字本田、畑、雑種地、2,128 m²、筑西市新井新田、千葉県野田市木間ヶ瀬、太陽光発電設備。

申請地は、国道 294 号線の西側約 300m、関東鉄道常総線黒子駅の南東側約 700mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設

置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

1 2 番、使用貸借権、藤ヶ谷字西谷、田、畑、161 m²のうち 106.48 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 366.79 m²、筑西市舟生、大阪府大阪市浪速区敷津東、一時転用、進入路、許可日から 10 年間。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の西側約 2.3 km、関城支所の北側約 2.4 km に位置する農用地区域内農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。隣接地の営農型太陽光発電設備の進入路として申請するものです。

1 3 番、賃貸借権、藤ヶ谷字西谷、山林、畑、2,555 m²のうち 0.31 m²、筑西市舟生、大阪府大阪市浪速区敷津東、一時転用、営農型太陽光発電設備、許可日から 10 年間。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の西側約 2.3 km、関城支所の北側約 2.4 km に位置する農用地区域内農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。営農を継続しながら安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。

なお、麦、大豆を作付けする計画となっております。

次のページをお願いします。

1 4 番、1 5 番は保留となります。

1 6 番、所有権移転有償、小栗字上金谷、畑、畑、981 m²、筑西市小栗、東京都新宿区新宿一丁目、太陽光発電設備。

申請地は、市立小栗小学校の南側約 100m、県道つくば真岡線の西側約 300 m² に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

1 7 番、所有権移転無償、下野殿字西原、畑、畑、494 m²、筑西市下野殿、常総市内守谷町きぬの里、自己住宅。

申請地は、県道谷和原筑西線の西側約 200m、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約 1.3 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、資金計画の目途がたったことから自己住宅を新築すべく申請するものです。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番から、調査委員の報告をお願いします。

國府田
喜久男

13 番國府田です。

こちらは、3 条で出てきた案件と関連しています。

委員	この件は、当初、足場みたいなアングルが組んであったんですよ。これはもうだめだっていうことで、撤去させて、この申請に至っております。今まで保留でしたが、今回、下に植えるブルーベリーを、何センチのやつをどのくらいまで、何本植えるという申請を出してきましたので、前に比べて、1歩前進かと思いました。 そういうことで、どちらも電話で確かめましたが、間違いないということで、許可相当と思われます。 従って、皆様のさらなるご審議をお願いしたいと思います。以上です。
議長	2番お願いします。
竹内紀男 委員	12番竹内です。 私からは、2番と8番について報告いたします。 先月24日に書類審査及び現地確認をいたしました。 受人渡人に後日、それぞれ電話連絡をしまして、申請書のとおり間違いないということでした。書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議長	5番お願いします。
秋山員宏 委員	18番、秋山が報告をいたします。 5番と、16番の報告をいたします。 3月25日に協和地区の農業委員全員で書類審査及び現地確認をしてきました。まず5番ですが、受人渡人、同一の方であります。後日、直接会って話を聞いてきました。現在、この場所には、コンテナ等が置いてあります。先ほど事務局からもありましたとおり始末書が添付されております。同じ場所に今後、作業場を作るとのことです。書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いいたします。 続いて16番ですが、受人には会って話を聞いてきました。 この農地ですが渡人のおじ様と、申請地の近くの方が、家庭菜園として利用していたそうです。ともに高齢で、ここ数年間は利用していなかったそうです。どうしようか迷っていたところ、太陽光発電の話があったことを思い出して、受人に連絡をして話がまとまったそうです。書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議長	6番お願いします。
大林富子 委員	20番大林です。 6番について報告いたします。 3月24日に書類確認及び現地確認調査を行いました。現地は道路に面した日当たりのよい土地で、一面、枯草が生い茂っておりました。後日、6名の渡人それぞれに電話にて、内容に間違いないことを確認しました。受人にも電話にて、

内容に間違いがないことを確認しました。書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

7 番お願いします。

寺内美雄
委員

17 番寺内が報告をいたします。

7 番は贈与の案件です。渡人と受人はですね、受人の奥さんが渡人の孫娘に当たります。受人は実家にて、家族で暮らしているんですが、渡人の近くの農地を開けてもらって、そちらに住まいを建てたいとのことでした。

以上、許可相当かと思われますが、皆さんのさらなるご審議のほどお願いをいたします。以上です。

議 長

9 番お願いします。

新井英雄
委員

24 番の新井です。

9 番について報告いたします。

先月 24 日書類審査及び現地調査を行った後、電話連絡をいたしましたが、なかなか電話に出ていただけないので訪問して確認をいたしました。受人と渡人は親子でありまして、受人が家を建てたいってということで、渡人である父から土地をもらって家を立てるという申請でありました。書類に不備はございませんでした。許可相当と思われます。

さらなる皆様がたのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

10 番お願いします。

中澤 保
委員

9 番、中澤です。

10 番について報告いたします。

3 月 24 日書類審査及び現地確認を行いました。後日電話受入の方に電話連絡をし、申請書類どおり間違いないということでした。受入の方も同居しておりますので、連絡は不要ということでした。

書類に不備もなく、許可相当と思われますので、皆様のさらなるご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長

11 番お願いします。

齊藤一弥
委員

8 番の齊藤です。

3 月 24 日に書類審査、その後現地調査を行いました。改めて電話を渡人受入にして確認をいたしました。この案件ですが、営農型発電で許可を取ってある、農地です。それが、営農型ということで営農するのが難しいということで、第二種農地になりますので、普通の太陽光発電設備に変更するという、地上権の申請です。

許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	1 2 番お願いします。
栗島菊雄 委員	10 番栗島です。 12 番と 13 番を報告いたします。 これは 3 条 27 番 28 番の案件と関連性があります。24 日に書類審査、現地確認、その後、渡人受人に聞き取り調査をして参りました。12 番は 13 番の営農型太陽光を設置するにあたり、進入道路としてその後の管理等も行う進入通路としての、扱いです。13 番は営農型太陽光の設置です。3 条で同じところが許可相当になった経過がありますので、この 12 番 13 番も同じく許可相当になるのではないだろうか判断しております。 皆様のさらなるご審議、よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	1 7 番お願いします。
宮山繁治 委員	19 番、宮山です。 3 月 24 日に書類等を現地確認しました。これは自己住宅で、受人渡人は親子関係にあります。後日、本人と業者に電話をしております。場所的にもですね、住宅にふさわしいと思われます。 問題なしと思いますが、さらなるご審議をお願い申し上げます。以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 3 号 受付番号 1 番から 3 番、5 番から 1 3 番及び 1 6 番から 1 7 番を採決いたします。 議案第 3 号 受付番号 1 番から 3 番、5 番、7 番から 1 3 番及び 1 6 番から 1 7 番は 3 0 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。議案第 3 号 受付番号 1 番から 3 番、5 番、7 番から 1 3 番及び 1 6 番から 1 7 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 続いて、議案第 3 号 受付番号 6 番は 3 0 a を超える農地転用事案となります。

	議案第3号 受付番号6番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。よって、議案第3号 受付番号6番は、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。 ここで、暫時休憩いたします。開廷は14時50分といたします。 (休憩 午後 2時40分) (再開 午後 2時50分)
議長	審議を再開いたします。 次に、議案第4号 現況確認証明(非農地証明及び転用事実証明)について」を上程いたします。 なお、議案第4号 受付番号1番及び2番は、18番議席・秋山 員宏委員が関係者となっておりますので先に審議するとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。 午後 2時51分 除斥
議長	それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	渡辺主任より説明させます。
渡辺主任	議案第4号、現況確認証明(非農地証明及び転用事実証明)について、令和7年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。 次のページをお願いします。 番号1番、所在：小栗字上金谷、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：117㎡、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：筑西市小栗。 申請地は、市立小栗小学校の東側約200m、県道つくば真岡線の西側約200mに位置する土地です。 平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。 2番、小栗字上金谷、畑、宅地、603㎡、宅地、農業用倉庫敷地、筑西市小栗、転用事実証明。 申請地は、市立小栗小学校の東側約200m、県道つくば真岡線の西側約200mに位置する土地です。 転用目的どおり実行されていますが、現在まで地目変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。以上です。

議 長	只今、事務局より説明がありました。 ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いします。
稲見 くに子 委員	16 番稲見です。 1 番と 2 番について報告します。 まず一番ですが、3 月 25 日書類審査と現地確認を行いました。この土地は住宅への進入道路が狭いため、進路路を広くするため畑を使用したものです。進入路として 20 年以上使用しておりますので、非農地証明の発行は可能かと思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 次に 2 番ですが、3 月 25 日、書類審査及び現地確認を行いました。この件は畑を農業用倉庫敷地として、平成 7 年に許可を受けておりましたが、登記していないことがわかったため、転用事実証明を、ということで申請があったものです。現地は目的どおりに使用されていることを確認いたしました。以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 4 号 受付番号 1 番及び 2 番を採決いたします。 議案第 4 号 受付番号 1 番及び 2 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明及び転用事実証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	（挙手全員）
議 長	挙手全員。よって議案第 4 号 受付番号 1 番及び 2 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明及び転用事実証明）を発行することに、決しました。 ここで、18 番議席・秋山員宏委員の除斥を解きます。
	午後 2 時 54 分 解除
議 長	続いて、受付番号 3 番から事務局より説明願います。
事務局長	渡辺主任より説明させます。
渡辺主任	3 番、玉戸字伊房地、畑、宅地、1,184 ㎡、宅地、事務所敷地、東京都品川区西五反田。 申請地は、県道筑西三和線の北側約 400m、県立下館工業高校の西側約 1.0 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。

議長

4番、舟生字上木有戸、畑、宅地、138㎡、外1筆、合計2筆、合計面積159㎡、宅地、住宅敷地、筑西市舟生。

申請地は、関城支所の北側約1.6km、市立関城西小学校の北東側約1.6kmに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。次のページをお願いします。

5番、藤ヶ谷字大砂久保、畑、宅地、379㎡、宅地、事務所敷地、筑西市黒子。

申請地は、市立関城東小学校の南西側約200m、関東鉄道常総線黒子駅の西側約1.0kmに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。

6番、小川字前原、畑、宅地、52㎡、外1筆、合計2筆、合計面積64㎡、宅地、事務所敷地、筑西市小川。

申請地は、市立下館川島小学校の北西側約1.3km、JR水戸線川島駅の北側約1.4mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。

7番、小川字前原、畑、宅地、188㎡、宅地、事務所敷地、東京都板橋区宮本町。

申請地は、市立下館川島小学校の北西側約1.3km、JR水戸線川島駅の北側約1.4mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。

8番、小川字前原、畑、宅地、349㎡、宅地、事務所敷地、筑西市大塚。

申請地は、市立下館川島小学校の北西側約1.3km、JR水戸線川島駅の北側約1.4mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

永井尚子
委員

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号3番から調査委員の報告をお願いします。

3番、永井がご報告いたします。

3月24日、書類確認と現地調査を行いました。

現在の状況としまして、隣接地に、平成12年5月に建設された建物があり、また他に作業所も建っており、その敷地と一体利用している状態でございます。この状態が航空写真などにより、20年以上経過していることは明らかであるため、非農地の証明は可能と判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

4番をお願いします。

竹内紀男
委員

12番竹内です。

私から、4番と5番について報告いたします。

3月24日に書類審査及び現地を確認いたしました。申請書のとおり、間違いという確認をいたしましたので、書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様、さらなるご審議をお願いいたします。

		以上です。
議 長		6 番お願いします。
関口 均 委員		1 番関口です。 6 番、7 番、8 番について説明いたします。 先月 24 日に書類審査をし、現地調査に行ってきました。現地は鬼怒川の東側にある事務所長敷地で、間違いありません。また 20 年以上を経過していますから、当案件 6、7、8 番は、非農地証明は可能と思われます。 さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。
議 長		調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いします。
委 員		「異議なし」
議 長		異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 4 号 受付番号 3 番から 8 番を採決いたします。 議案第 4 号 受付番号 3 番から 8 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明及び転用事実証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員		（挙手全員）
議 長		挙手全員。よって議案第 4 号 受付番号 3 番から 8 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明及び転用事実証明）を発行することに、決しました。 次に、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を上程いたします。 なお、議案第 5 号は、7 番議席・赤城美子委員、8 番議席・齊藤一弥委員、15 番・栗島和子 委員、18 番・秋山員宏委員及び 23 番・蓮沼俊男委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。
		午後 2 時 57 分 除斥
議 長		それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長		市村補佐より説明させます。
市村補佐		議案書の 25 ページをお願いいたします。 議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」（一括方式）令和 7 年 4 月 10 日提出、筑西

市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画（案）総括表の説明をいたします。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回、農地中間管理機構を介した農地の貸し付けにおいて、契約開始日につきましては、新規および利用権からの移行のものは、令和7年6月1日。

中間管理機構を介しての貸借更新のものは令和7年12月1日がそれぞれ開始日となり、各総括表が示してございます。

現況地目は田および畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。

まず新規ですが、契約が3年以上6年未満のものが、19筆 44,924㎡。6年以上10年未満のものが、6筆 9,145㎡。10年以上のものが、676筆 1,356,173㎡。合計 701筆 1,410,242㎡でございます。

次に利用権から移行されたものは、契約が3年未満のものが、1筆 628㎡。

3年以上6年未満のものが44筆 102,684㎡。10年以上のものが、175筆 291,680㎡。合計 220筆 394,992㎡でございます。

中間管理機構を介しての貸借更新については、10年以上のものが311筆 811,131㎡でございます。明細につきましては、27ページから51ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を賛成の委員は挙手を願います。

委員

（挙手全員）

議長

挙手全員。よって、議案第5号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を決定することに、決しました。

ここで7番議席・赤城美子委員、8番議席・齊藤一弥委員、15番・栗島和子委員、18番・秋山員宏委員及び23番・蓮沼俊男委員の除斥を解きます。

午後 3 時 2 分 解除

議長 次に、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を上程いたします。

なお、議案第 6 号は、15 番・栗島和子委員、18 番・秋山員宏委員及び 23 番・蓮沼俊男委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 3 時 3 分 除斥

議長 それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 市村補佐より説明させます。

市村補佐 議案書の 52 ページをお願いいたします。議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」（再配分）令和 7 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画（案）総括表の説明をいたします。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

再配分されたものの契約開始日は、令和 7 年 6 月 1 日となります。

現況地目は田および畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。

契約が 3 年未満のものが、48 筆 53,536 ㎡。3 年以上 6 年未満のものが、8 筆 10,418 ㎡。6 年以上 10 年未満のものが、13 筆 7,670 ㎡。合計 69 筆 71,624 ㎡でございます。

明細につきましては、54 ページから 55 ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 6 号を採決いたします。

議案第 6 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によ

	る農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を賛成の委員は挙手を願います。
委 員	（挙手全員）
議 長	挙手全員。よって、議案第 6 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を決定することに、決しました。 ここで 1 5 番・栗島和子 委員、1 8 番・秋山員宏委員及び 2 3 番・蓮沼俊男委員の除斥を解きます。
	午後 3 時 6 分 解除
議 長	次に、日程第 5 報告第 2 号から第 5 号を、事務局より説明願います。
事務局長	中澤副局長より説明させます。
中澤副局長	それでは報告第 2 号から報告第 5 号までを一括してご説明させていただきます。 初めに 56 ページをお開き願います。 報告第 2 号農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 7 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。 届出受理件数は 3 件でございます。これは、公益社団法人茨城県農林振興公社、農地中間管理機構による農地売買等の特例事業による、所有権移転でございます。 次に 58 ページをお開き願います。 報告第 3 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、令和 7 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。 届出受理件数は 3 件でございます。 これは市街化区域内における転用で、宅地分譲地 1 件、住宅敷地 2 件でございます。 次に、60 ページをお開き願います。 報告第 4 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 7 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。届出受理件数は 5 件でございます。 これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で自己住宅 2 件、社員寮駐車場兼資材置場 1 件、太陽光発電設備 1 件、宿泊施設 1 件でございます。 次に、63 ページをお開き願います。 報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 7 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

す。

64 ページから 71 ページにかけまして、合意解約の通知のありました件数、25 件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第 2 号から第 5 号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和 7 年度第 1 回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

議 長

署名委員

署名委員